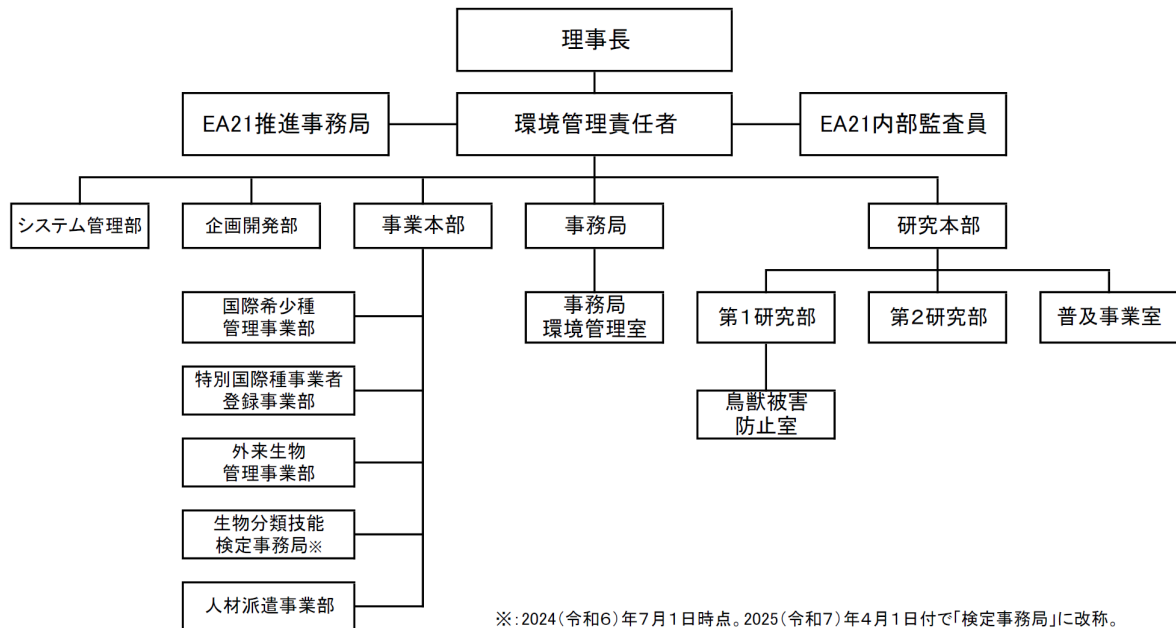


3. 実施体制



役職	役割・責任・権限
代表者(理事長)	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営に関する統括責任 環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間などを準備 環境管理責任者を任命 環境経営方針の策定、見直し、全職員への周知 環境経営目標、環境経営計画書を承認 代表者による全体の評価と見直しを実施 環境経営レポートの承認
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営システムの構築、実施、管理 環境関連法規等の取りまとめ表を承認 環境目標・環境経営計画書を確認 環境活動の取組結果を代表者へ報告 環境経営レポートの確認 内部監査の統括責任
EA21推進事務局	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者の補佐 環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 環境目標、環境経営計画書原案の作成 環境活動の実績集計 環境関連法規等取りまとめ表の作成 環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 環境関連の外部コミュニケーションの窓口 環境経営レポートの作成、公開 教育訓練の実施
内部監査員	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査の実施
本部長・部長	<ul style="list-style-type: none"> 部内における環境経営システムの実施 部内における環境経営方針の周知 部内の職員に対する教育訓練の実施 部内に関連する環境経営計画の実施及び達成状況の報告 部内の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全職員	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

●事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進①（温室効果ガスの排出抑制）

電力由来 CO₂ 排出ゼロ

再エネ100%電力を使用、環境負荷軽減を推進

世界では近年、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの排出抑制に向け、排出量と吸収量を均衡させ、全体として排出量を実質0（ゼロ）にするカーボンニュートラルの実現のため、再生可能エネルギー（再エネ）の導入等、様々な議論や取り組みが加速しています。

当センターは現在、事業活動における環境負荷の軽減の一環として、使用する電力について、出光興産株式会社（小売電気事業者登録番号：A0012）^{※1}から、RE100（Renewable Energy 100%／再エネ100%での事業活動を目指す国際的な取り組み）が求める基準を満たした再エネ100%電力（「プレミアムグリーンプラス（CO₂フリー）」）の供給を受けています^{※2}。

この電力は、FIT（Feed-in Tariff／再エネの固定価格買取制度）電気を含む再エネ100%の電力に、電力供給源（発電所）から電力使用者（当センター）まで追跡（トラッキング）・証明したトラッキング付非化石証書^{※3}を組み合わせ、CO₂の調整後排出係数が実質ゼロになる^{※4}というものです。

これにより当センターは、**再エネ100%の電力の使用かつ電力由来のCO₂排出ゼロ**を達成しました。

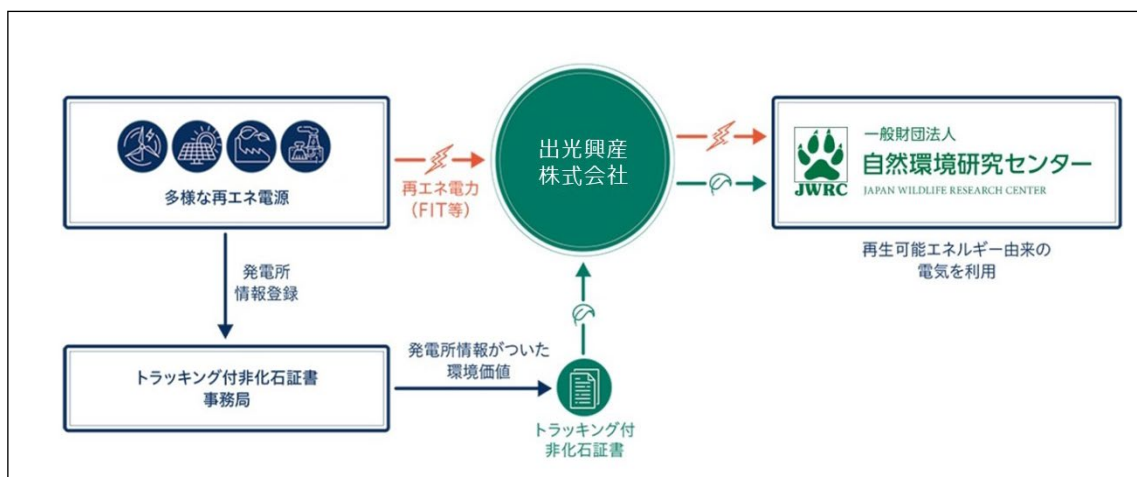
この取り組みを通じて当センターは、環境負荷の軽減を図りながら事業活動を推進し、持続可能な社会の形成に貢献することを目指します。

※1：出光興産株式会社は、風力、太陽光、バイオマス、地熱といった再エネ電源を保有・運営し、再エネを中心とした電気小売事業も行っています。また、東京都の「大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」（キャップ&トレード制度）に基づき、「低炭素電力認定供給事業者」の認定を受けています。さらに、東京都が実施する「とちょう電力プラン」の供給事業者として、再エネ100%電力の都有施設への供給、都内の卒FIT（固定価格での買取期間が終了した再エネ電力）の買取りを行っています。

※2：当ページ下の画像（出光興産株式会社作成・提供 電力供給のイメージ図）参照。

※3：次ページ左上の画像（一般社団法人日本卸電力取引所発行・出光興産株式会社提供「非化石証書」）参照。

※4：次ページ右下の画像（出光興産株式会社発行・提供「再生可能エネルギー100%電力供給証明書」）参照。



※2：▲電力供給のイメージ図（出光興産株式会社作成）

●事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進①（温室効果ガスの排出抑制）



出光興産株式会社 殿

発行日 : 2025年4月21日
 発行者 : 一般社団法人日本卸電力取引所
 証書番号 : A019355

非化石証書

当非化石価値は2024年4月から2025年3月までに使用した電力に対して活用が可能です。

証書種別	FIT
非化石価値	287,173 kWh

電力メニュー

小売電気事業者 名称	出光興産株式会社
小売電気事業者 登録番号	A0012
メニュー名	プレミアムグリーンプラス
備考	一般財団法人自然環境研究センター_2024年4月-2025年3月電力使用分

内訳

発電設備区分	非化石価値	(内、運転後15年未満)
風力	287,173 kWh	287,173 kWh



二次元コードを読み取ることで、保有している非化石価値の設備に関する詳細をご確認いただけます。

※3： ◀非化石証書（一般社団法人日本卸電力取引所発行・出光興産株式会社提供）

この非化石証書は、「FIT非化石証書」に分類され、発電者や電力使用者を追跡・証明しています。これに係るトラッキング情報（電力の属性情報）として、

- ・ 発電設備区分：風力
- ・ 発電設備名：六ヶ所村二又風力発電所
- ・ 所在地：青森県上北郡六ヶ所村
- ・ 発電出力：51,000.0kw
- ・ 運転開始日：2012(平成24)年11月13日（RE100 が求める基準「運転開始後15年以内」を満たす）

等とされています。

即ち、六ヶ所村二又風力発電所という非化石電源における発電によって生み出された環境価値が、当センターで活用されたことを証明しています。



再生可能エネルギー 100% 電力 供給証明書

一般財団法人自然環境研究センター江東橋ビル 様 に対し、
 「再生可能エネルギー100%電力」を供給したことを以下の通り証します。

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. お客様名 | 一般財団法人自然環境研究センター江東橋ビル |
| 2. ご使用場所 | 東京都墨田区江東橋3-3-7 |
| 3. プラン名 | プレミアムグリーンプラス |
| 4. 対象期間 | 2024年4月～2025年3月 |
| 5. 対象電力量 | 287,173kwh |
| 6. CO ₂ 排出削減量 | 121.5t |

【発行日】 2025年6月1日

【備考】

1. 本証明書は、お客様と当社とのご契約期間（上記期間）において「再生可能エネルギー100%電力」を供給したことを証明するものです。
2. 「プレミアムグリーンプラス」は、再生可能エネルギー（FIT電気含む）由来の電気に再生可能エネルギー指定非化石証書を組み合わせることで、CO₂フリーの再生可能エネルギー100%電気をご利用いただけるプランです。
3. 詳細な電源構成については、当社HPをご覧ください。
<https://power.idemitsu.com/supply/igp.html>

出光興産株式会社
 東京都千代田区大手町1丁目2番1号

※4：再生可能エネルギー100%電力供給証明書（出光興産株式会社発行・提供）▶

この証明書は、当センターが2024(令和6)年4月～2025(令和7)年3月の1年間に再エネ100%の電力の供給を受けたことについて、供給元の出光興産株式会社が証明したものです。

当センターがこの期間に供給を受けた電力287,173kwhに温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数（「令和6年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数」/令和7年3月18日付環境省・経済産業省公表）を当てはめると、当センターが取得した環境価値は、121.5tのCO₂排出削減に相当することになります。



●事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進②（温室効果ガスの排出抑制・設備機器等の適正管理）

当センターは過年度、LED照明を採用、全ての照明の切り替えを実施しました。これにより、従来の蛍光灯より電力使用量を大きく削減させるだけでなく、廃棄に係る労力や費用を削減させました。

また、定期的に照明器具の清掃、空調機のフィルターや換気機器の点検・清掃を実施し、冷暖房や換気の効率の低下を防ぐとともに、電力使用量の抑制に努めています。

これらの取り組みを通じて当センターは、環境負荷の軽減と経済性を両立させた事業活動の推進、持続可能な社会の形成に貢献することを目指します。



▼取り付け工事が完了し、点灯するLED

▲既存の蛍光灯と関連の器具を取り外す

▲当センターで実施されたLED化工事
(写真提供：株式会社大塚商会＝2023(令和5)年2月)

▲当センターで実施された作業
左：空調機の点検、右：換気機器の清掃

●事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進③（廃棄物等の排出抑制・リサイクル・適正処理）

当センターは、廃棄物の分別（一般廃棄物＝可燃ごみ、産業廃棄物＝廃プラ等＝不燃ごみ）の徹底、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づく産業廃棄物管理伝票（マニフェスト伝票）の適正管理に努めています。

各階には「もえるごみ」、「もえないごみ」と明示したごみ箱を設置したうえ、捨て方や分別方法を具体的に掲示したうえ随時、確認を行い、適正ではない事例が見受けられた場合は改善を図りながらその間違いを各現場にフィードバックして改善を求める等、分別ルールの徹底を図っています。（→14ページ「環境関連法規や環境保全の取り決めの遵守（環境負荷軽減のための取り組み）」）



▲分別回収用ごみ箱付近に注意喚起のための書面を貼付し、分別ルールの徹底を呼びかけています。

◀各階に設置されている分別回収用ごみ箱。

各階から排出された廃棄物は集積室に持ち込まれ、分別管理のもとで回収を待ちます。▶

●事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進④（廃棄物等の排出抑制・リサイクル・適正処理）

当センターは通常、事業活動で発生する段ボールやオフィス雑がみ、新聞紙等の一般古紙について、分別回収を行っています（→10ページ「事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進③（廃棄物等の排出抑制・リサイクル・適正処理）」）。また近年、紙による事務手続きを電子化し、ペーパーレス化を推進しています。

一方、機密情報や個人情報が含まれる書類（機密書類）については、その情報が安全かつ完全に抹消される「溶解処理」を導入しています。

溶解処理とは、箱詰めされた機密書類を未開梱のままパルパーと呼ばれる溶解窯（大型ミキサーのような機械）に投入、水と当該機械の攪拌力でバラバラの繊維になるまで解す（ほぐす）処理方法です。これによって、機密書類にあった情報は判読不能・復元不能な状態になり、古紙パルプとして再生紙や段ボール、トイレトーパー等等の製造に供されます。

このため溶解処理は、機密書類を未開梱のまま処理することで機密保持、一度に大量に実施することによる処理費用の抑制、さらに、焼却処理とは異なりCO₂や有害物質の排出が少ない、といった利点を有する資源循環型のリサイクルシステムといえます。

また、この溶解処理は、ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム/ISMS:Information Security Management System）に基づいた機密書類処理業務システムを構築・運用する企業によって、適正に管理された施設で実施され、完了後には「溶解証明書」が発行されます。

情報セキュリティの確保とリサイクルの推進を両立させたこの取り組みを通じて当センターは、環境負荷の軽減と経済性を両立させた事業活動の推進、持続可能な社会の形成に貢献することを目指します。



▲当センター職員立会いのもと実施される搬出・積み込み作業
落下、飛散、盗難防止のため施錠（走行時はパワーゲートを含む二重施錠）可能な箱型の専用車両を使用し、位置情報の把握・走行記録の管理下で運搬されます。



▲溶解処理作業
回収された機密書類は未開梱のまま溶解窯に投入、攪拌の力でバラバラの繊維になるまで解された後、古紙パルプの状態になります。（写真提供：三弘紙業株式会社）

●事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進⑤（廃棄物等の排出抑制・リサイクル・適正処理）

当センターは、事務用品の購入において、折りたたみ式コンテナ（通い箱）による納品を選択、梱包材の削減、グリーン購入（環境に配慮した物品の優先的購入）にも積極的に取り組んでいます。

さらに近年、ペーパーレス化を推進し、紙資源の削減だけでなく、印刷や封入等の作業がなくなることで職員の負担が軽減されるといった効果も生じています。

これらの取り組みを通じて当センターは、環境負荷の軽減と経済性を両立させた事業活動の推進、持続可能な社会の形成に貢献することを目指します。



▲梱包材の削減のために利用している通い箱

製品・サービスに関する環境目標（普及啓発のための講演等）

●事業活動を通じた鳥獣害対策の普及啓発支援

近年、野生鳥獣による生態系や農林業、生活環境への被害が全国的に、深刻な問題になっています。国は現在、ニホンジカ、イノシシを指定管理鳥獣として、2028(令和10)年度までに、2011(平成23)年度時点の生息頭数から半減させることを目標に、捕獲の強化を図っています。

しかし現在、その役割を担う人材の高齢化と減少が著しく、後継者の確保と育成が急務となっています。

こうした状況のなか、野生鳥獣の生態や効率的な捕獲方法等に精通した当センター職員（農林水産省「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」登録者）が当年度、大分県から依頼を受け、同県が狩猟者の確保と育成を図ることを目的に主催した「令和7年度スタートアップセミナー」において講師を務めました。

豊富な業務実績と知見を有する当センター職員がこの業務を通じ、狩猟の魅力、社会的な役割や基礎知識、安全な狩猟方法を教授し、狩猟者の確保と育成のための普及啓発の推進に寄与しました。



▲当センター職員による講義＝2025(令和7)年5月、大分県庁



▲当センター職員（右端）による講義＝2025(令和7)年5月、大分県庁

●事業活動を通じた生物多様性保全のための普及啓発

当センターは当年度、東京都港区から受託した業務において、同区在住・在学の小学生とその保護者を対象に講演を行いました。

同区は2007(平成19)年度、東京都あきる野市内の放置されたスギやヒノキの針葉樹の森約22ヘクタールを「みなと区民の森」とし、間伐や落葉広葉樹の植樹による林相の転換、人工池の造成等の整備を開始し、以来、生物多様性を踏まえた保全活動や自然観察・環境学習の拠点等として活用してきました。

当センターが2022(令和4)年から2023(令和5)年にかけて同区から受託して実施した「みなと区民の森」における大規模な自然環境調査で把握された生物の生息・生育状況や生物相の変化等について、同調査に従事した当センター職員が、同区が主催する環境学習イベント「夏休み講座 知って！学んで！体験して！みなと区民の森を楽しもう」において講演を行いました。

この業務を通じ、豊富な知見と業務実績を有する当センター職員が、都会にはない豊かな自然環境に生息・生育する生きものに関する情報提供と普及啓発の推進に寄与しました。



▲映像等を用いて講演を行う当センター職員ら＝2024(令和6)年8月、港区立エコプラザ＝2022(令和4)年度の調査のなかでセンサーカメラに写った動物についてわかりやすく解説しました。



▲標本や調査で使用された器具の展示を行う当センター職員＝2024(令和6)年8月、港区立エコプラザ

7. 環境関連法規等の遵守状況の確認・評価並びに違反・訴訟等の有無

当センターが遵守しなければならない環境関連法規には、廃棄物処理法やフロン排出抑制法、消防法等のほか、事業活動に直結する自然環境保全法や種の保存法等、さらに、東京都や墨田区の条例があります。

当センターでは、これらの法規制を遵守するために、法規制の一覧表を作成し、定期的に遵守状況をチェックすること等により、違反がないことを自主的に確認しています。

なお、環境関連法規等への違反、関係当局からの違反の指摘、関連する訴訟はありません。

●環境関連法規や環境保全の取り決めの遵守（環境負荷軽減のための取り組み）

当センターは、廃棄物処理法に基づき、マニフェスト伝票の適正管理、事業系ごみの減量・適正処理を目的とした「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づき、廃棄物の適正処理をはじめ廃棄物管理責任者の選任等を実施しています。

これらに関し墨田区（すみだ清掃事務所）は2019(令和元)年10月、同条例に基づき、当センターにおいて「廃棄物の減量及び適正処理に関する立入調査」を実施しました。

この調査を実施したすみだ清掃事務所により、当センターにおける廃棄物の分別や保管場所の管理等が「適正である」と確認されました。（→10ページ「事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進③（廃棄物等の排出抑制・リサイクル・適正処理）」）

●環境関連法規や環境保全の取り決めの遵守（環境保全のための取り組み①）

当センターは、ヒートアイランド現象の緩和等、都市環境の改善のため、2001(平成13)年4月に改正された「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、本部の屋上緑化を実施しています。

さらに、雨水の有効利用と水道水の利用抑制の両立を図りながら屋上緑化を維持・管理するため、本部地下に雨水槽を設置し、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法（ビル管理法）」）に基づき、雨水槽のほか自動灌水装置や関連機器の清掃や点検等を実施しています。

当センターは、法令順守とともに、僅かながらもヒートアイランド現象の緩和等に資するため、屋上緑化の維持・管理に努めています。



▲屋上西半分に設けられた植栽（芝生）

芝生の隙間から花をのぞかせるスマイル▶



▲植栽の維持のために設置された自動灌水装置



▲地下に設けられた雨水槽

●環境関連法規や環境保全の取り決めの遵守（環境保全のための取り組み②）

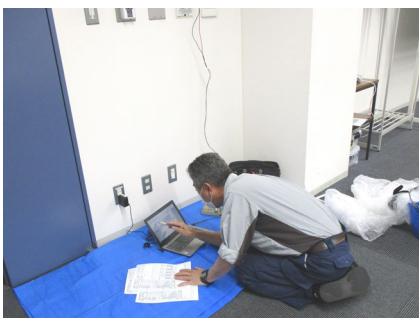
当センターは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、使用する業務用空調機器の適正な維持・管理を実施しています。

この法律は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因になるフロン類の大気中への排出抑制のため、業務用空調機器等に使用されるフロン類の製造から廃棄までの全過程にわたる対策を義務付けています。

当センターはこれまで、同法に定められている「第一種特定製品」（冷媒としてフロン類が充填されている一定規模以上の業務用空調機器）の管理者（所有者）として、3か月に1回の頻度で職員による「簡易点検」（異常音や異常振動、油のにじみ、外観の損傷等の有無の確認）を実施してきました。

さらに、当センターは当年度中の2025(令和7)年4月、同法に基づき、有資格者による「定期点検」（専門的な冷媒漏洩検査）を実施し、冷媒として充填されているフロン類の漏洩がないことを確認しました。

当センターは、法令順守とともに、CO₂より温室効果が高いフロン類の漏えい防止、ひいては地球温暖化防止に資するため、空調機器の維持・管理に努めています。



▲当センターで実施された冷媒漏洩検査（2025(令和7)年4月）
屋上に設置された室外機（左上）、フロンガス漏えいの有無（右上）、油の漏えいの有無（右下）、運転データ（左下）の各検査

●環境関連法規や環境保全の取り決めの遵守（環境上の緊急事態に備えた取り組み）

当センター職員は当年度中の2024(令和6)年11月、環境上の緊急事態への準備及び対応として、消防法に基づく自衛消防訓練（「出前型自衛消防訓練」）に参加しました。

この訓練は、当センターの所在地を管轄する東京消防庁本所消防署が、自衛消防力の向上を目的に開催したものです。

参加した当センター職員は、発災時の通報、消火、避難誘導を迅速・的確に行えるよう、真剣に講習や訓練に臨みました。

当センターは、法令順守とともに、事業活動中に緊急事態が発生した場合に備え、冷静な判断と行動ができるように努めています。



▲訓練に臨む当センター職員（2024(令和6)年11月）
通報訓練（消防署員から適切な通報について個別に訓練（写真左））、初期消火訓練（消防署員から消火器の取り扱いについて聴講（写真中央））、模擬消火器を使った訓練（写真右）に臨む

8. 代表者による全体評価と見直しの結果

- 当センターのエコアクション21を有効に機能・維持させるため、2024(令和6)年度の内部監査の結果を踏まえ、適切に対応すること。
- すべての職員が当センターの環境経営方針に沿って継続して活動に取り組むよう、事務局環境管理室を中心に周知・徹底を図ること。
- 当センターの業務を遂行する際、環境保全に貢献する意識をもつとともに、その普及啓発にも積極的にかかわること。



当センター内の施設と事業活動 標本室

写真左 適切な温湿度管理のもとで収蔵されている昆虫や植物の標本

写真右 分析作業の様子

奄美大島の貴重な動植物を守る事業活動③（裏表紙の写真について）

裏表紙
写真

ナゴランと本業務（マングース防除事業）に従事する当センター職員

